

江差ウインドパワー株式会社「(仮称) 江差第一風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和7年1月23日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 江差第一風力発電事業環境影響評価方法書について、江差ウインドパワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 北海道檜山郡江差町
原動力の種類： 風力（陸上）
出 力： 最大約37, 800 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年 7月 30日
住民意見の概要等受理	令和6年10月 17日
北海道知事意見受理	令和7年 1月 6日
経済産業大臣勧告発出	令和7年 1月 23日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、中村
電話03-3501-1742（直通）

江差ウインドパワー株式会社「(仮称) 江差第一風力発電事業環境影響評価方
法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺では、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スウィッシュ音及び純音性可聴度の発生状況の把握を適切に行うこと。
3. 水質の調査にあたっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺には住宅や配慮が特に必要な施設が存在していることから、風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適正な方法で行うこと。
6. 対象事業実施区域及びその周辺は、希少な鳥類であるオジロワシ等の生息に関する情報が得られているほか、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
7. 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。
8. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、本事業

の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

9. 対象事業実施区域及びその周辺には、日常生活の場からの景観の変化が想定されることから、関係者の意見を聴きながら、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)